

博物館の地方独立法人化に関する情報交換会 記録

日時：平成 26 年 3 月 10 日 14:30-17:30

於：中央大学後楽園キャンパス

主催：自然史学会連合

平成 26 年 4 月より地方独立行政法人に移行可能な施設に博物館が加えられることになりました。そこで、自然史学会連合では、博物館部会が中心となってこの問題に詳しい方々をお招きし、この制度の長所や留意点、さらに独法、直営、指定管理の相違等についてお話を伺う情報交換を行いました。当日は、北関東から九州にいたる各地域から、40 名の参加者が集まり、活発な質疑が交わされました。今回の集まりでは、学芸員等の研究系職員のみならず、多くの事務系職員の参加を得ることができ、博物館の今後について、情報の共有が進んだのではないかと思います。質疑の多くは、個別の地域、館に関する具体的なものでしたが、ここでは、講師の方々の講演内容を中心にご紹介致します。

<指定管理から地方独立行政法人へー大阪市立の博物館群の現状と展望ー>

大阪市立自然史博物館 山西良平館長

平成 18 年に大阪市立の施設に指定管理者制度が導入されてから、地方独立行政法人化を推し進めている現在までの経緯を詳細に御説明いただいた。さらに指定管理者制度の問題点と、地方独立行政法人のメリット及び課題・留意点についてお話しいただいた。

昨年 10 月に地方独立行政法人法施行令が改正され、地方独立行政法人が設置・管理できる公共的な施設に「博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館」が追加された。これによって公立博物館の独法による運営の可能性が現実のものとなった。

指定管理者制度の問題点

- ・ 基幹事業（資料収集・保存、長期的展示計画、調査研究等）の継続性が保証されない。
- ・ 人材（学芸員）を育成できない。人材が流出する。
- ・ 市の外郭団体が指定管理団体である場合、外郭団体の制約がある。自主性を発揮しづらい。

独法化のメリット

- ・ 上記の指定管理者制度の問題点から脱却できる。大阪市は「学芸員の人材を確保できる」ことを理由とした。

独法化の課題・留意点

- ・ 独法は“事務及び事業”を効率的に行うための制度。
→ 博物館等の“施設”に関する視点が希薄。（一方、指定管理は“施設の運営”を効率的に行う制度）
- ・ 評価
→ 恒久的施設としての拠り所、博物館を博物館たらしめる諸々の条件を数多くの「規則」「規

定」に書き込む必要がある。「定款」はごく簡単なものにすぎない。

- ・登録博物館から相当施設になる。

- ・館種を超えた博物館の統合例ない。雛形がない。

→ 制度設計に現場の学芸員が積極的に関わる必要がある。

- ・権限の集中

→ 独法の場合、理事会・評議員会は必置とされていない。多くの事例では理事は3名前後に限られていて、権限がそこに集中する恐れがある。館長が理事でない国立館も少なからずある。

- ・館長権限、館の専決権を担保できるか

→ “館長は当該館の事務を掌理する”（国立美術館組織規則）などの条項が必要。

- ・指定管理から独法になる際の問題点

→ 財政当局からあらためて予算削減圧力がかかることが予想される。しかし、すでに指定管理者制度の中で極限まで切り詰められているためにはや削りしろはない。むしろ設置者責任を負わされることによって必要経費・人員は増加することになる。

- ・直営から独法化について。

→ 県・指定都市レベルの自治体の場合、行革圧力がかかり、直営の継続が厳しく、選択を迫られた場合、独法化は指定管理よりも良い制度であると考えられる。ただし本庁事務職員の引き揚げなどの激変は覚悟しておかなければならない。

<博物館を支えるのは？>

神奈川県立生命の星・地球博物館 齋藤靖二館長

1950年の文化財保護法制定、1951年の博物館法の制定から独立行政法人制度、指定管理者制度の制定、そして2013年の地方独立法人法改正までにいたる博物館を巡る法制度の変遷について解説された。また、現在の博物館法における博物館登録制度や自然史標本の価値づけの問題点が指摘された。さらに大局的に、日本の大学における自然史研究の衰退と人材育成の低下が自然史系博物館の根本問題として指摘された。博物館法に欠点がある状況下、博物館業界が独自に博物館評価や学芸員研修を実施し、資格を認定するなどの事業を行うことが提唱され、博物館人が、個々人の利益ではなく、コミュニティ、博物館界全体のことを考える必要があることが強く訴えられた。

独立行政法人制度に関しては、国立大学法人法とともに、10年以上も経過しているにもかかわらず、中間総括も検証もなされていない。そのため、なんのための独法化であったのか、法的に独立したために国の責任が不明確になったのではないか、もっとも大切な公共性が考慮されなくなったのではないか、といった事柄が指摘された。

独立行政法人化された国立博物館については、職員や予算のスリム化が優先されていないか、

運営交付金の削減により、競争的資金の獲得が関心事となっていないか、評価のための事務作業に追われていないか、公共性の維持に問題はないか、といった課題があるとされた。

公立博物館の地方独立行政法人化にあたっては、施設、標本、学芸員、資料蒐集活動の継続性が維持されるかどうか懸念されること、独立採算性が求められるおそれがあることなど、既存の独法の検証結果を考慮する必要があるだろうと述べられた。

＜博物館を経営するとはどういうことか？＞

千葉県立現代産業科学館 森田利仁氏

地独法、指定管理、直営に関して以下のような評価・解説をいただいた。

地方独立行政法人制度の公立博物館への新たな適用について

これまで公立博物館の経営形態の選択肢に、地方独立行政法人が加わったことは、好ましい。行革当局から、指定管理者移行への圧力を日常的に受けている財政危機下の公立博物館にとっては、事業の公的性格を担保でき、さらに長期的な視点で運営できる独法は、指定管理者よりはるかに好ましい形態であることは疑いなく、さらに直営よりもすぐれた点があるのではないかと考えている。

交渉力という観点からの経営形態比較について

公立博物館を経営するとは、最終的には、設置者である自治体あるいはその教育委員会との交渉に勝つことである、と言い換えることができる。資料収集や調査研究活動を抱える公立博物館においては、経費全体から見ると、採算性の成立は本質的に不可能だからである。したがって博物館が正常に運営されていくためには、設置者との間での交渉により、望ましい予算を獲得し、望ましい職員を人事異動や新規採用によって獲得する必要があるのである。交渉力が経営力であると言っても過言ではない。

この観点から3つの経営形態を比較すると、まず指定管理者制度は、交渉力という点は、他の2つに比して著しく劣っている。そもそも指定管理者制度には、一般的に、交渉の場も与えられていない。指定管理料の額など設置者から提示される管理条件について注文をつける権利はなく、したがって、現場の声を経営改善につなげる機会もない。まるで、親会社の言いなりになる下請け会社と同じである。下請け会社の職員が親会社に文句が言えないのと同様、指定管理者に雇用されている学芸員は、長期的な博物館改善案を設置者に上程することもできない。他方、直営にも独法にも、交渉する場は与えられる。その点では、両者に優劣の違いはない。逆に言えば、交渉力が弱ければ、直営も独法も、指定管理者よりも悪い条件で運営しなければならなくなるのである。

行政内における交渉力について

一般的に行政における交渉をうまく進めるためには、以下のようなポイントがあり、それを直営でも独法でもともに実践することが大切である。

1. 要求内容の具体性と一貫性
2. 国の法制度や政策・施策及び社会の価値観との合致
3. 博物館内のまとまり

などである。

どくに2の国の法制度については、もしも現実に合わないものであるならば、博物館界全体がまとまって改正するよう、働きかける必要がある。

＜全体を通してのコメント＞

講演終了後、国立科学博物館の真鍋真氏に以下のようなコメントをいただいた。

指定管理者制度には事業の継続性の点で問題がある。

地独法化を、良い方法として活用される第3の選択肢と育ててほしい。

その際、評価のしかたが重要。中長期目標の期間、評価の結果をどう反映させるかなど、安定的・長期的な展望が確保できるような手法が必要。